

[トップ](#) [各課の窓口](#) [事務局](#) [定例会・臨時会](#) [審議結果](#)

平成28年第2回古河市議会定例会(審議結果)

[2016年6月20日]

市長提出議案

議案等番号	件名	議決年月日	議決結果
諮問第3号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	平成28年6月7日	同意
諮問第4号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	平成28年6月7日	同意
認定第2号	古河市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告および承認を求めることについて	平成28年6月7日	承認
認定第3号	古河市税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告および承認を求めることについて	平成28年6月7日	承認
認定第4号	古河市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告および承認を求めることについて	平成28年6月7日	承認
認定第5号	古河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告および承認を求めることについて	平成28年6月7日	承認
認定第6号	古河市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告および承認を求めることについて	平成28年6月7日	承認
認定第7号	古河市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告および承認を求めることについて	平成28年6月7日	承認
認定第8号	平成27年度古河市一般会計補正予算(第7号)の専決処分の報告および承認を求めることについて	平成28年6月7日	承認
議案第60号	古河市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について	平成28年6月17日	原案可決
議案第61号	古河都市計画事業片田南西部土地区画整理事業施行に関する条例および古河都市計画事業古河駅東部土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について	平成28年6月17日	原案可決
議案第62号	古河市三和ふるさとの森条例の一部改正について	平成28年6月17日	原案可決
議案第63号	古河市ネーブルパーク条例の一部改正について	平成28年6月17日	原案可決
議案第64号	字の区域の変更について	平成28年6月17日	原案可決
議案第65号	財産の取得について	平成28年6月17日	原案可決
議案第66号	市道の路線廃止について	平成28年6月17日	原案可決
議案第67号	市道の路線認定について	平成28年6月17日	原案可決
議案第68号	平成28年度古河市一般会計補正予算(第1号)	平成28年6月17日	原案可決
議案第69号	平成28年度古河市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	平成28年6月17日	原案可決

議員提出議案

議案等番号	件名	議決年月日	議決結果
平成28年 議員提出議案 第6号	別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書	平成28年6月17日	原案可決

別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書

 [別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書 \(ファイル名: H28.\(6\).pdf サイズ: 129.55KB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード\(無償\)](#)してください。

ご意見をお聞かせください

このページは役にたちましたか？

役にたった どちらともいえない 役にたたなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

このページに関するご質問やご意見は、下記「お問い合わせ」へご連絡ください。

別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書

我が国は、「児童の権利条約」（１９９４年）を批准しており、第９条３で「締約国は、児童の最善の権利に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」とあり、親子不分離の原則が明示されています。２０１４年には、ハーグ条約も批准しており、前文で「条約加盟国は子どもの権利が、監護権に関する問題において、最高位に重要であることを強く確信し、不法な連れ去りによる有害な影響から子どもを国際的に守ること、常居国に迅速に戻される方法を確立し、それと同時に子へのアクセスの権利を守ることが望まれる。」とあり、国際間の子どもの連れ去りを禁止しています。しかし、国内法の未整備から、国内での子どもの連れ去りは未だ容認されています。

国内においては、２０１２年には民法も改正され、７６６条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項はその協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」とあり、初めて、面会交流・養育費が明記されました。しかし、現実には、離婚届出が養育費・面会交流を取り決めないでも受理されることも多く、面会交流の拡充・養育費の支払いは遅々として進んでいないのが現状です。

これらのことから、２０１４年３月、国会では超党派議員４０名以上が参加し、「親子断絶防止議員連盟」が設立され、親子断絶防止法の法制化への検討が進められており、一層これらの動きを加速する必要があると考えます。

つきましては、別居親も子どもの成長にかかわっていくことで（頻繁で継続的な面会交流・十分な養育費）、離婚後の子どもの精神的負担を和らげ、子どもの心の支えとなることに鑑み、「別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法律」を速やかに整備することを求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２８年６月１７日

茨城県古河市議会議長 佐藤 泉

（提出先）

衆議院議長	大島理森	殿	}	宛
参議院議長	山崎正昭	殿		
内閣総理大臣	安倍晋三	殿		
法務大臣	岩城光英	殿		